



ひとり親の方に
お知らせです



さいたま市

さいたま市ひとり親家庭学士等 取得支援事業を実施します！

年間最大**40万円**
(4年で最大**160万円**)
補助！



令和8年度
新規事業

対象：令和8年4月1日以降に大学に入学したひとり親家庭の親

■事業内容

ひとり親家庭のより良い条件での就業や転職のため、ひとり親家庭の親が高度な知識や実践的スキルを獲得し、働きながら学士等の学位を取得できるよう、大学の課程を修学するために支払った費用（入学金及び授業料に限る）の一部を補助します。

■支給額

対象課程の修学のために支払った入学金及び授業料の合計額の6割相当額
※上限：年間**40万円**（4年間で**160万円**まで）

裏面もご覧ください

■支給対象者

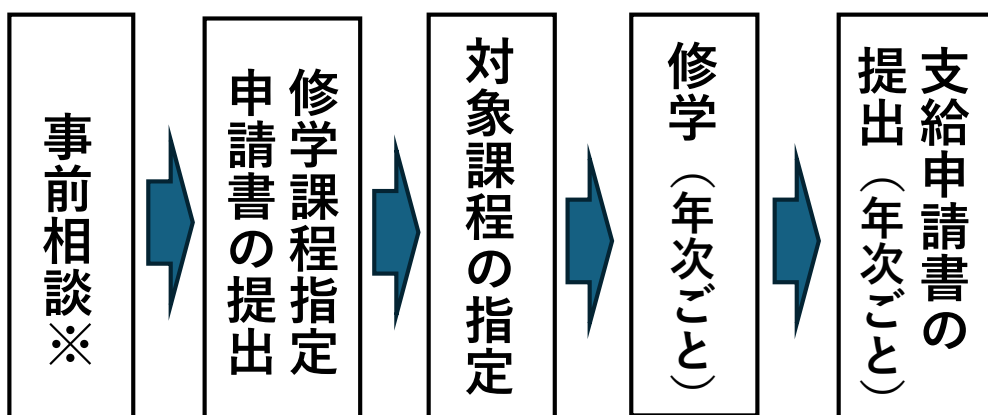
次の受給要件の全てを満たす方

- ①指定申請及び支給申請時に本市に居住している、ひとり親家庭の親
- ②母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている方
- ③学士等の学位を取得することがキャリアアップに必要であると認められる方
- ④既に学士、修士又は博士の学位を取得していない方
- ⑤令和8年4月1日以後に対象課程に入学した方
(同日前から当該課程に在籍していた者は対象外)
- ⑥過去に、本給付金を受給していない方

■対象課程

大学の課程（夜間及び通信の課程を含み、専門資格の取得を目的とする課程を除く。）で、市長が適当と認めたもの。

■手続き方法



※修学前に、ひとり親家庭就業・自立支援センタへ電話予約のうえご相談ください。事前相談をしないで受講した場合、原則、給付金は支給できません。

令和8年度に入学した方や入学予定の方は、事前相談の取り扱いが異なります。別途ご相談ください。

まずはお気軽に
ご相談ください



<問合せ先>

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

子育て支援課内 ひとり親家庭就業・自立支援センター

TEL:048-829-1948

(平日と毎月日曜開庁日 9時から17時)

FAX:048-829-1960



詳細は市HPへ